

中小企業振興基本条例学習会のご案内

【テーマ】 御殿場市の中小企業振興条例制定への期待
～ 地域社会にとって中小企業憲章・条例がなぜ必要か？ ～

【講師】 山本義彦氏 国立大学法人 静岡大学 名誉教授
静岡県中小企業家同友会 顧問

2010年6月に中小企業憲章が閣議決定され、中小企業家同友会は全国で中小企業振興基本条例の制定を求めてまいりました。

地域の産業の雇用基盤を拡充し、地域経済の持続した発展において中小企業の成長を支援する総合政策の実施、つまり中小企業振興基本条例の制定が必要です。

静岡県においても平成28年12月27日に静岡県中小企業・小規模企業振興基本条例が制定され、現在静岡県東部地区では富士市、富士宮市、三島市がすでに中小企業振興基本条例を制定しており、沼津市でも間もなく制定されます。

御殿場市でも中小企業振興基本条例制定の運動について、同友会のみならず、各経済団体の皆さまにもご理解を賜りたいと存じます。

日 時 **2月10日(金) 19時00分 開会 ～ 21時10分**
会 場 **御殿場市民会館 第7会議室**

山本義彦名誉教授プロフィール

1944年 大阪府生まれ
1973年 静岡大学人文学部講師
1987年 静岡大学人文学部経済学科教授・京都大学経済学博士
2000-2005年 静岡大学人文学部長
2007年 静岡大学理事・副学長(教育担当)
2010年 定年退任、同大名誉教授
2013年 放送大学客員教員
現在、静岡同友会顧問も務めて頂き、政策活動、条例制定活動にも参画して頂いております。経営指針を創る会にも参加されています。

タイムスケジュール

18:30～19:00 受付
19:00～19:10 主催者挨拶
19:10～19:15 講師紹介
19:15～21:00 講演:山本義彦氏
(静岡大学名誉教授)
21:00～21:10 質疑応答
21:10 閉会挨拶

出欠回答は2月3日(金)までに、同友会御殿場支部事務局までお願いします

●Fax:0550-87-8511 ●E-mail:info@doyu-gotemba.jp

出欠回答書 中小企業振興基本条例学習会 [2月10日(金)] 回答期限 2/3(金)

条例学習会 出 席 ・ 欠 席

氏名

会社名

(所属部会を○で囲んでください)

理念 対策 共育 強化